

# AED管理士委員会規則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、AED管理士委員会(以下、「委員会」という。)と称する。

(定義)

第2条 AEDとは、自動体外式除細動器のことをいう。

(事務所)

第3条 委員会は、事務所を一般社団法人AED日本振興協会の内に置く。

(支部)

第4条 委員会は、必要に応じて従たる事務所の内支部を設置することができる。

2 支部の設置については、別途理事会の決議により定める。

3 支部の規則等については、委員会の趣旨に則り支部ごとに定める。ただし、委員会の承認を得なければならない。

(目的)

第5条 委員会は、一般社団法人AED日本振興協会(以下、「協会」という。)の掲げる目的に則り、AED管理士、AED中級管理士及びAED上級管理士(以下、「管理士等」という)の指導、連絡及び研修に関する事務を行うことを目的とする。

(事業)

第6条 本会は、前条の目的を達するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 管理士等の認定・登録に関すること。
- (2) 管理士等の指導及び連絡に関すること。
- (3) 管理士等の研修に関すること。
- (4) 会報の編集及び発行に関すること。
- (5) 管理士等相互の親睦及び意見交換を図るための行事の企画立案、運営。
- (6) 管理士等による社会貢献活動のための支援に関すること。
- (7) その他、上記事項に関連する業務の実施に関すること。

## 第2章 AED管理士等

(資格)

第7条 協会の趣旨に賛同し、第8条に掲げる手続きをした者で、協会のAEDに関する説明を受けた者は、AED管理士の認定を受けることができる。

(資格内資格)

第7条の2 前条の者が、次のいずれかに該当し、第8条に掲げる手続きをした者は、AED中級管理士の認定を受けることができる。

- (1) 協会が実施するAED管理士中級講習を修了した者。

- (2) 協会が実施するAED管理士中級試験に合格した者。
- (3) 協会が相当と認めた者。

2 前項の資格を3年以上有する者で、次のいずれかに該当し、第8条に掲げる手続きをした者は、AED上級管理士の認定を受けることができる。

- (1) 協会が実施するAED管理士上級講習を修了した者。
- (2) 協会が実施するAED管理士上級試験に合格した者。
- (3) 協会が相当と認めた者。

(資格の内容)

第7条の3 会員の資格内容は、次の通りとし、本人の申し出がある場合は、資格に応じた能力があることを本会から証明されることができる。

- (1) 第7条の認定を受けた者……「AED管理士」と名乗ることができる。
- (2) 前条第1項の認定を受けた者……「AED中級管理士」と名乗ることができ、委員会又は協会が実施する中級程度の講習会等の講師に推薦されることことができる。
- (3) 前条第2項の認定を受けた者……「AED上級管理士」と名乗ることができ、委員会又は協会が実施する上級程度の講習会等の講師に推薦されることことができる。また、委員会の役員及び支部を設置する場合は支部役員となることことができる。

(資格の有効期間)

第7条の4 第7条の2第1項又は第2項の資格の有効期間は5年間とする。続けて資格を有するためには次条第2項に掲げる更新の手続きをしなければならない。

(認定手続き)

第8条 管理士等の認定を受けようとする者は、委員会所定の各々の申請書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、会長に申請し、委員会の承認を得たときに認定とする。

- 2 前条の更新手続きをしようとする者は、委員会所定の各々の更新書に必要事項を記入し、必要書類を添えて、会長に申請し、委員会の承認を得たときに、期間の満了時から更新とする。

(入会金等)

第9条 前条第1項の手続きにより管理士等となった者は、会計規則に別に定める入会金等を納めなければならない。

- 2 前条第2項の手続きにより、資格の更新をした者は、会計規則に別に定める更新手数料等を納めなければならない。

(会費)

第10条 管理士等は、会計規則に別に定める会費を納めなければならない。

- 2 前項の会費の他、協会の事業推進のため、必要に応じ理事会の決議を経て、会員に分担金の負担を求めることことができるものとする。

(入会金及び会費等の不返還)

第11条 管理士等は、前2条に規定する納付した入会金及び会費等について、その返還請求又は分割請求をすることができない。管理士等でなくなったときも同様とする。

(会費の延納又は減免)

第12条 会長は、管理士等に傷病、災害その他の事由により、会費を納入することが困難であると認めるときは、管理士等の申請に基づき、委員会の承認を得て、会費の延納、減額又は免除を行うことができる。

(休会)

第13条 管理士等は、以下の条件をすべて満たし、委員会の承認を得たときは、2年間を限度として、協会を休会することができる。

- (1) 休会する理由を明示し、休会願を会長に提出する。
- (2) 休会中は、協会及び協会に関連する活動に参加することはできない。
- (3) 休会中は会費の支払を免除する。但し、既に納付済の会費の返納は行わない。
  - 2 休会している管理士等が、休会を解除しようとするときは、休会解除届に必要な事項を会長に提出し、委員会の承認を得なければならない。

(退会)

第14条 管理士等を辞め協会を退会しようとする者は、退会届を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合の他、管理士等が以下の各号に該当する場合は、協会を退会とする。
  - (1) 死亡したとき。
  - (2) 失踪宣告を受けたとき、及び成年後見及び保佐の開始の決定を受け、本会の活動が著しく困難となったとき。
  - (3) 正当な理由がなく、会費を納付期限から1年以上滞納しているとき。

(除名)

第15条 管理士等が以下の各号のいずれかに該当するときは、委員会の決議により、当該会員を協会から除名することができる。この場合、当該管理士等に対し、決議に先立ち弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 禁固以上の刑に処せられ、当該会員が協会に所属していることにより、協会の活動に著しい障害が発生するとき。
- (2) 協会の名誉を著しく傷つけ、又は協会若しくは委員会から相当の期間を定めて注意喚起を行ったにもかかわらず、この会則に違反すること若しくは目的に著しく反する行為を行ったとき。

### 第3章 委員

(委員)

第16条 委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名

- (2) 副会長2名以内
- (3) 委員3名以上(会長及び副会長を含む)

(委員の職務)

第17条 会長は、委員会を代表し、その活動を統括するほか、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 会則、総会若しくは理事会の決議により、会長の職務として定められた事項。
  - (2) 理事会の承認を得て、委員会の業務に必要な職員を採用し、又は解雇すること。
  - (3) 通常総会において、会員に対し、前会計年度における、委員会の業務の執行に関する報告をすること。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
  - 3 会長及び副会長以外の委員は会長を補佐して委員会の業務を行う。

(役員を選任方法)

第18条 委員は、協会に1年以上継続して所属するAED上級管理士の中から、理事会の決議により選任される。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、原則として、委員として選任された理事会の翌日から、その2年後の理事会までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 任期の満了又は辞任によって退任する委員は、後任の委員が就任するまでの間、引き続きその職務を行う。
- 4 委員が協会の会員でなくなった場合には、その委員はその地位を失う。

(委員の解任)

第20条 委員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該委員を解任することができる。この場合、当該委員に対し、決議に先立ち弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 委員として相応しくない行為があると認められるとき。
- (2) 傷病等により、委員の職務を遂行することが困難と認められるとき。

(委員報酬)

第21条 委員には、理事会の決議に基づき報酬を支払うことができる。

## 第6章 委員会

(委員会の構成)

第22条 委員会は全委員をもって構成する。

- 2 理事及び監事は、委員会に参加して意見を述べることができる。

(委員会の議決事項)

第23条 委員会は、理事会で定めるもののほか、以下の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 管理士等に関する事業計画及び予算案に関する事。
- (2) 理事会および総会に付議すべき事項に関する事。
- (3) 規則の変更、細則の制定及び改廃に関する事。
- (4) その他管理士等に関する事。

(委員会の招集)

第24条 委員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 半数以上の委員から、会議の目的たる事項を示して委員会の招集の請求があったときは、会長は速やかに委員会を招集しなければならない。

(委員会の招集方法)

第25条 委員会を招集するには、会日の1週間前までに郵送、ファックスまたは本会のメーリングリストで、理事、監事及び委員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。

- 2 前項の通知には、会議の日時及び場所並びに会議の目的たる事項を記載若しくは通知しなければならない。
- 3 委員会の開催について、理事、監事及び委員の全員の同意があったときは、前2項の招集手続を省略することができる。

(議長)

第26条 委員会の議長は会長が務める。

- 2 会長に事故あるとき又は会長が出席できないときは、副会長が議長を務める。但しあらかじめ会長が議長を指定したときは、その者が議長を務める。

(委員会の定足数)

第27条 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(議事)

第28条 会議の議事は、この規則に定めるもののほか、出席委員の過半数で決する。

- 2 委員に特別な利害関係がある事項についての決議は、当該委員はその決議に参加することができない。この場合、当該委員は出席者の数に算入しない。

## 第9章 雑則

(会長の勧告及び指示等)

第29条 管理士等が法令、規則又は総会若しくは理事会決議事項等に違反したとき、又は協会の運営について秩序を乱す行為を行ったときは、会長は、理事会の決議を経てその管理士等に対し、その是正のため必要な勧告又は指示若しくは警告を行うことができる。

(報告及び調査)

第30条 会長は、前条により勧告又は指示若しくは警告を行った管理士等に対し、管理士等の職務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該管理士等の職務を調査することができる。

- る。
- 2 会長は、前項の調査結果を理事会に報告しなければならない。
  - 3 管理士等は、正当な理由がなければ第1項の報告若しくは資料の提出又は調査を拒んではならない。

## 附則

(会則の発効)

第1条 本規則は、平成24年1月20日から発効する。

## 一般社団法人AED日本振興協会会計規則

第1条 一般個人会員の入会金は金1,000円、一般法人会員の入会金は金2,000円、正会員の入会金は金10万円とし、入会時に納めるものとする。

第2条 本会の年会費は、一般個人会員は金1,000円、一般法人会員は金2,000円、正会員は10万円とし、当該年度分の会費は当該年度の5月末日までに納めるものとする。但し、年度の途中で入会した場合の年会費は入会時に納めるものとする。

第3条 AED管理士委員会規則第9条第1項の額は金2,000円とする。また、中級認定以降の年会費は、金2,000円とする。

2 AED管理士委員会規則第9条第1項の額は金3,000円とする。また、上級認定以降の年会費は金3,000円とする。

第3条 既に納めた入会金及び年会費は返還しないものとする。

第4条 会計からの支出は「事業計画の予算」等に基づき理事会の承認により行うものとする。

第5条 会則に定められている「重要な財産」とは一式での取得価格が100万円以上のものとし、「多額の債務」とは一つの債務の金額が100万円以上のものとする。

第6条 この会計規則の改廃は理事会の決議により行うものとする。

### 附則

本規則は平成24年1月20日から施行する。